

令和7年度 第2回 新宿区自転車等駐輪対策協議会

# 駐輪場の附置義務制度の見直し に関する条例改正について

## 1. 改正した条例

新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例

## 2. 改正内容

(1) 自転車等駐輪場の設置義務の緩和（既存の用途）

次のとおり設置義務の対象となる施設の用途を整理し、設置しなければならない自転車等駐輪場の規模を緩和する。

現行の設置義務の内容			改正後の設置義務の内容		
施設の用途	施設の規模	自転車等駐輪場の規模	施設の用途	施設の規模	自転車等駐輪場の規模
遊技場	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 (5000㎡を超える部分は30㎡ごとに1台)	遊技場	床面積の合計が300㎡を超えるもの	70㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台 (1200㎡を超える部分は60㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台)	スーパーマーケット	床面積の合計が400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分は60㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台)
			スーパーマーケットを除く小売店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	100㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分には、300㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分には、600㎡ごとに1台)
			飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	40㎡ごとに1台 (1500㎡を超える部分は、120㎡ごとに1台 5000㎡を超える部分は、240㎡ごとに1台)
銀行その他の金融機関	床面積の合計が500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台 (5000㎡を超える部分は50㎡ごとに1台)	銀行その他の金融機関	床面積の合計が500㎡を超えるもの	40㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)
スポーツ、体育、その他の健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)	スポーツ、体育、その他の健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が500㎡を超えるもの	400㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 (大規模逡減なし)	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	床面積の合計が300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台 (600㎡を超える部分は、300㎡ごとに1台)

## 2. 改正内容

(2) 新たに自転車等駐輪場を設置しなければならない施設の用途の追加 (事務所、共同住宅)  
[追加する設置義務の内容]

施設の用途	施設の規模	自転車等駐輪場の規模
事務所	床面積の合計が3000㎡を超えるもの	床面積300㎡ごとに1台 (床面積3000㎡を超える部分は1000㎡ごとに1台)
共同住宅 ※新宿ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例 (平成15年新宿区条例第72号)第2条第2号に規定する ワンルームマンション等を除く	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸の 総数が10戸以上のもの	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸1戸ごとに1台

(3) 地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等で、一律の基準では対応が困難であり、地区特性に応じた基準に基づき、必要な自転車等駐輪場の確保が図られていると認める区域については、この限りではない旨を定める。(附置義務地域ルール)

(4) 本条例の規定により設置した自転車等駐輪場について、容易に利用することができるように、位置及び利用方法を表示しなければならない旨規定する。

(5) 自転車等駐輪場の設置の届出に、管理者、管理方法を追加する(条例施行規則)

## 3. 改正条例の施行日

改正内容	施行日
(1) 自転車等駐輪場の設置義務の緩和(既存の用途) (3) 地区特性に応じた基準による規定の導入 (4) 自転車等駐輪場の位置や利用方法の表示の義務の追加 (5) 自転車等駐輪場の管理に関する届出等の追加	令和8年4月1日
(2) 新たに自転車等駐輪場を設置しなければならない施設の用途の追加	令和8年10月1日